

平成 29 年度 8020 運動推進特別事業検討評価委員会設置要綱

(設置)

第 1 8020 運動推進特別事業に関する事業の円滑な推進を図るため、8020 運動推進特別事業検討評価委員会（以下「検討評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討評価委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 8020 運動推進特別事業を推進するための課題の把握、体制の整備に関すること。
- (2) 8020 運動推進特別事業に関する事業の実施に関すること。
- (3) 8020 運動推進特別事業に関する事業の評価に関すること。
- (4) 本県における歯科保健に関する課題を検討し、事業の策定や評価に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第 3 検討評価委員会は、委員 10 名以内をもって構成する。

- 2 委員は、歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等のうちから保健福祉部長が指名する者をもって構成する。
- 3 前項に規定する委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(座長及び副座長)

第 4 検討評価委員会に座長及び副座長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討評価委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 検討評価委員会の会議は、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要に応じて検討評価委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 検討評価委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、検討評価委員会の運営等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限りその効力を失う。